

官報正誤（予定）の内容について

官報のページ	修正前（官報）	修正後（官報正誤として同一内容を掲載予定）
p. 142 改正後欄 終りから 3 行目	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設・・・	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第 <u>四十八</u> 条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設・・・
p. 182 改正後欄 10 行目	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設・・・	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第 <u>四十八</u> 条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設・・・
p. 185 改正後欄 終りから 17 行目	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>又は</u> 地域密着型介護予防サービス・・・	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>若しくは</u> 地域密着型介護予防サービス・・・
p. 185 改正前欄 終りから 17 行目	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>若しくは</u> 地域密着型介護予防サービス・・・	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス・・・
p. 189 改正後欄 15 行目	・・・当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の <u>利用者</u> の処遇が適切に行われると認められるときは、・・・	・・・当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の <u>入所者</u> の処遇が適切に行われると認められるときは、・・・
p. 192 改正後欄 終りから 10 行目	・・・当該介護老人保健施設に係る <u>指定</u> を行った都道府県知事に届け出なければならない。	・・・当該介護老人保健施設に係る <u>許可</u> を行った都道府県知事に届け出なければならない。
p. 196 改正後欄 終りから 14 行目	<u>5 ユニット型特別養護老人ホームの管理者</u> は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	<u>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長</u> は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
p. 201 改正後欄 終りから 14 行目	・・・当該介護医療院に係る <u>指定</u> を行った都道府県知事に届け出なければならない。	・・・当該介護医療院に係る <u>許可</u> を行った都道府県知事に届け出なければならない。

※赤字が修正箇所を示す。